明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務一一二）　二

〔告　示〕

○令和六年総務省告示第百五十二号の一部を訂正する件（総務四一二）　六

○政治資金規正法の規定により政党でなくなった旨を公表する件　九

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四一三、四一四、四一六）　九

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（同四一五）　一〇

○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四一七）　一〇

○令和四年総務省告示第六十二号の一部を訂正する件（同四一九）　一〇

○令和四年総務省告示第三百二十八号の一部を訂正する件（同四二〇）　一〇

○令和四年総務省告示第四百十号の一部を訂正する件（同四二一）　一〇

○令和五年総務省告示第九十九号の一部を訂正する件（同四二二）　一〇

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四二三、四二六）　一〇

○令和六年総務省告示第九十七号の一部を訂正する件（同四二四）　一〇

○令和六年総務省告示第三百八十六号の一部を訂正する件（同四二五）　一〇

○政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件（同四二七）　一〇

○政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件（同四二八）　一〇

○政党助成法第二十五条第一項の規定による分割に関する届出があったので公表する件（同四二九）　一〇

○特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を公表する件（同四三一）　一〇

○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和六年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（同四三二）　一〇

○包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定附属書十四―Ｂの改正に関する外交上の公文の交換に関する件（外務四〇九）　一〇

○児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の一部を改正する件（厚生労働三六七）　一二

○航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示（国土交通一三六〇）　一四

○航空法施行規則第百五十条第四項の規定により航空機用救命無線機を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する航空機用救命無線機を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が定めるもの及び当該航空機が同項の規定にかかわらず航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示（同一三六一）　一五

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（同一三六二）　一五

〔公　告〕

裁判所
　諸事項
　破産、再生関係　三六

特殊法人等
　税理士証票無効・登録抹消、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　一五六

地方公共団体
　教育職員免許状取上げ処分、無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　一五七

会社その他
　会社決算公告　一六一